

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（新旧対照表）

鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（平成13年3月26日付医第2309号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
第1条～第16条 略					第1条～第16条 略				
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年9月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。</u></p>									
別表1（第3条関係）					別表1（第3条関係）				
1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率	1 補 助 事 業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 基準額	5 補助率
略					略				
実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 （国要綱1の <u>3（18）</u> 「実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。）	略	略	略	略	実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業 （国要綱1の <u>（19）</u> 「実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業」に基づいて行われるものをいう。）	略	略	略	略

様式第3号（第6条関係）

番 号

年 月 日

様

職 氏 名

年度鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付決定通知書

年 月 日第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県医療施設等設備整備費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

様式第3号（第6条関係）

番 号

平成 年 月 日

様

職 氏 名 印

年度鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付決定通知書

年 月 日第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県医療施設等設備整備費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（平成13年3月26日付医第2309号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付厚生省発医第117号厚生事務次官通知）及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日厚生労働省発医政第0513001号厚生労働事務次官通知）の規定に従わなければならない。

6 その他

間接補助事業にあつては、市町村は医療提供体制推進事業費補助金交付要綱別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取県医療施設等設備整備費補助金交付要綱（平成13年3月26日付医第2309号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）、医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日付厚生省発医第117号厚生事務次官通知）及び医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成19年1月17日付厚生省発医政第0117001号厚生事務次官通知）の規定に従わなければならない。

6 その他

間接補助事業にあつては、市町村は医療提供体制推進事業費補助金交付要綱別紙6に準じた様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

